

# 鳥取県薬物濫用対策推進計画(第3期)の策定について

令和6年4月19日  
医療・保険課

本県では、薬物の乱用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「鳥取県薬物濫用対策推進計画」を平成26年3月に策定し、各関係機関が連携・協力して取り組んできました。

このたび、これまでの成果や現状を踏まえ、引き続き、薬物乱用のない社会づくりを進めるため、令和6年4月を始期とする「鳥取県薬物濫用対策推進計画(第3期)」を策定しました。

## 1 基本的事項

### (1) 計画の位置付け

「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」第6条に定める推進計画

### (2) 計画の構成

以下の3項目の目標を柱とし、それぞれのプランと各実施機関の具体策をもって構成。

- ①県民への教育、学習及び啓発活動の推進
- ②監視、指導及び取締りの強化
- ③薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実

### (3) 計画期間

5年間(令和6年4月～令和11年3月)

## 2 第3期計画での変更点等

全体的な構成は第2期計画と同様とし、各実施機関の取組内容について拡充等を行った。(下表)

【大目標1 県民への教育、学習及び啓発活動の推進】	
プラン1：青少年を薬物の誘惑から守ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>★薬物乱用防止教室に、市販薬のオーバードーズ対策を含めた内容を追加</li> <li>★薬物乱用少年の早期発見・補導等を推進</li> <li>★若者層(有職・無職少年も含む)に対する普及啓発を追加</li> </ul>
プラン2：地域社会全体の薬物乱用防止意識を醸成します	<ul style="list-style-type: none"> <li>★鳥取県では条例で、危険ドラッグの製造、販売、所持等の行為を全面的に禁止していることを周知</li> <li>★関係者でオーバードーズの実態把握と対策検討を行うとともに必要な対策を実行</li> </ul>
プラン3：普及啓発のための支援を充実します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○薬物乱用防止指導員を対象に研修会を実施</li> <li>○薬物乱用防止に取り組む団体等に啓発資材を貸し出し</li> </ul>
【大目標2 監視、指導及び取締りの強化】	
プラン4：多様な手法を用いた取締りを実施します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○末端乱用者の取締りを強化し、薬物の供給源である密売人、密売組織の取締りを徹底</li> <li>★インターネット上で危険ドラッグを販売している業者に向けて、鳥取県では条例で禁止していることを周知</li> <li>★県内で危険ドラッグを販売等している者に対して、県内外問わず警察と連携した警告の発出</li> </ul>
プラン5：正規流通医薬品等の乱用防止に向けた指導を徹底します	<ul style="list-style-type: none"> <li>★市販薬のオーバードーズ対策のため、薬局等に対し、販売時の年齢確認や販売数量制限の指導を徹底</li> </ul>
【大目標3 薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実】	
プラン6：相談体制を充実します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関の受診や薬物依存回復施設に加えて自助グループ等を紹介するなど適切な相談対応を実施</li> <li>★市販薬のオーバードーズの相談窓口の設置と周知</li> </ul>
プラン7：相談者の状況に応じた支援を実施します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師や看護師に加えて精神保健福祉士による薬物依存症についての講義を開催</li> </ul>
プラン8：関係機関が連携し回復を支援します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○薬物をやめようと努力している人に対し、適切な時期に必要な支援を受けられるようにするため、息の長い支援に向けて関係機関と連携して対応</li> </ul>

★：新たな取組

## 参考：策定までの経過

令和5年10月16日	鳥取県薬物乱用対策推進本部会議(第1回)で協議
10月31日～11月20日	鳥取県薬物乱用対策推進本部実務者会議に意見照会
令和6年1月9日	鳥取県薬物乱用対策推進本部会議(第2回)で協議
2月21日～3月12日	パブリックコメントの募集(応募なし)
2月26日	常任委員会に概要及びパブリックコメントの実施を説明
3月19日	鳥取県薬物乱用対策推進本部会議(第3回)で承認
4月	計画の施行

(注) 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議：薬物乱用防止に関する取組を行う民間団体・支援団体(薬物乱用防止指導員協議会、保護司会、更生保護女性連盟、鳥取県PTA協議会)の委員、学識経験者(医師会、薬剤師会、精神科病院協議会)の委員、公募委員から構成